

改 正 後	現 行																																																																								
<p>1～5 （略）</p> <p>6 歩掛の補正</p> <p>標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項」という。）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 休日作業の補正 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割合対象賃金比×1.35）を計上するものとする。<u>その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。</u> 法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。</p> <p>〔例－1〕～〔例－3〕 （略）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>9 適切な工期の設定について</p> <p>設計積算要領第9工期の設定については、次により<u>取り扱う</u>ものとする。</p> <p>(1) 適切な工期の設定の取扱いについて ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表9-1準備期間、<u>後片付け期間及び不稼働日</u>を含む実工事期間とする。 <u>工期（実工期）＝準備期間＋施工に必要な実日数＋不稼働日＋後片付け期間</u> <u>施工に必要な実日数＝過去に施工した同種工事の日数の状況等から算出</u> <u>工期全体＝余裕期間＋工期（実工期）</u></p> <p>表9-1 準備期間及び後片付け期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>準備期間</th> <th>後片付け期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>40日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>40日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>治山・地すべり工事</td><td><u>40日</u></td><td><u>15日</u></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>40日</td><td><u>15日</u></td></tr> <tr><td><u>森林整備A</u></td><td><u>30日</u></td><td><u>15日</u></td></tr> <tr><td><u>森林整備B</u></td><td><u>20日</u></td><td><u>15日</u></td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>40日</td><td><u>15日</u></td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>90日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>70日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>50日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>60日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>50日</td><td>20日</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>80日</td><td>20日</td></tr> </tbody> </table> <p><u>（注）1 準備期間とは、仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）や本体工事（工事目的物を施工するための工事）の着手までに要する期間をいう。</u></p>	工種区分	準備期間	後片付け期間	河川工事	40日	20日	河川・道路構造物工事	40日	20日	治山・地すべり工事	<u>40日</u>	<u>15日</u>	海岸工事	40日	<u>15日</u>	<u>森林整備A</u>	<u>30日</u>	<u>15日</u>	<u>森林整備B</u>	<u>20日</u>	<u>15日</u>	道路工事	40日	<u>15日</u>	鋼橋架設工事	90日	20日	PC橋工事	70日	20日	舗装工事	50日	20日	橋梁保全工事	60日	20日	道路維持工事	50日	20日	トンネル工事	80日	20日	<p>1～5 （略）</p> <p>6 歩掛の補正</p> <p>標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項」という。）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 休日作業の補正 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割合対象賃金比×1.35）を計上するものとする。  法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。</p> <p>〔例－1〕～〔例－3〕 （略）</p> <p>7・8 （略）</p> <p>9 適切な工期の設定について</p> <p>設計積算要領第9工期の設定については、次により<u>取扱う</u>ものとする。</p> <p>(1) 適切な工期の設定の取扱いについて ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表10-1準備期間及び後片付け期間を含む実工事期間とする。</p> <p>表10-1 準備期間及び後片付け期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>準備期間</th> <th>後片付け期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>40日</td><td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">20日</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>40日</td></tr> <tr><td>治山・地すべり工事</td><td><u>30日</u></td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>40日</td></tr> <tr><td><u>森林整備A・B</u></td><td><u>30日</u></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>道路工事</td><td>40日</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>90日</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>70日</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>50日</td></tr> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>60日</td></tr> <tr><td>道路維持工事</td><td>50日</td></tr> <tr><td>トンネル工事</td><td>80日</td></tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	工種区分	準備期間	後片付け期間	河川工事	40日	20日	河川・道路構造物工事	40日	治山・地すべり工事	<u>30日</u>	海岸工事	40日	<u>森林整備A・B</u>	<u>30日</u>	(新設)	(新設)	道路工事	40日	鋼橋架設工事	90日	PC橋工事	70日	舗装工事	50日	橋梁保全工事	60日	道路維持工事	50日	トンネル工事	80日
工種区分	準備期間	後片付け期間																																																																							
河川工事	40日	20日																																																																							
河川・道路構造物工事	40日	20日																																																																							
治山・地すべり工事	<u>40日</u>	<u>15日</u>																																																																							
海岸工事	40日	<u>15日</u>																																																																							
<u>森林整備A</u>	<u>30日</u>	<u>15日</u>																																																																							
<u>森林整備B</u>	<u>20日</u>	<u>15日</u>																																																																							
道路工事	40日	<u>15日</u>																																																																							
鋼橋架設工事	90日	20日																																																																							
PC橋工事	70日	20日																																																																							
舗装工事	50日	20日																																																																							
橋梁保全工事	60日	20日																																																																							
道路維持工事	50日	20日																																																																							
トンネル工事	80日	20日																																																																							
工種区分	準備期間	後片付け期間																																																																							
河川工事	40日	20日																																																																							
河川・道路構造物工事	40日																																																																								
治山・地すべり工事	<u>30日</u>																																																																								
海岸工事	40日																																																																								
<u>森林整備A・B</u>	<u>30日</u>																																																																								
(新設)	(新設)																																																																								
道路工事	40日																																																																								
鋼橋架設工事	90日																																																																								
PC橋工事	70日																																																																								
舗装工事	50日																																																																								
橋梁保全工事	60日																																																																								
道路維持工事	50日																																																																								
トンネル工事	80日																																																																								

2 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材等及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分の清掃等に要する期間をいう。

イ 不稼働日は、休日、降雨日、降雪日等、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数とする。

不稼働日＝雨休日数＋工事抑制期間（現場の状況を考慮した工事不可期間）

雨休日数＝施工に必要な実日数×雨休率

雨休率＝休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨日等の年間の発生率をいう。

ウ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「降雨日等」は、1日の降雨量等が10mm/日以上の日とし、過去5か年の気象庁データにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「降雨日等」を考慮した雨休率を設定することが望ましいが、地域毎に雨休率の算出が困難な場合は、「0.75」※を使用しても良いものとする。

※「0.75」：東京の過去5か年（平成27年から令和元年）の平均値により算出

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.75＝75日

エ アにより算出した工期が、過去に施工した同種工事の工期と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況及び当該日数の算出根拠等について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを行うものとする。

オ 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、イ及びウにかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとし、この場合、入札説明書及び特記仕様書に当該制約条件を明記するものとする。

カ 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合※に限り行うものとし、この場合は、中断期間を含めた工期を設定するものとする。

中断期間を含めた工期を設定した場合は、入札説明書及び特記仕様書に当該工期が中断期間を含めた工期であること及び出水期の中断期間中においては、受注者は、工事の続行に備え工事現場を維持しなければならない旨を明記するものとする。

※ 中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合とは、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合より経費が小さくなる場合をいう。

キ 当初設定した作業不能日数と実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合は、実際に生じる作業不能日数を反映した工期に変更するものとする。

ク 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、表9-2又は表9-3を工期設定の参考とすることができる。

なお、この工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。

工期は4週8休を前提としているが、その他の就労形態を前提とする場合は、次の補正係数で標準工期を除いて得た値（小数点以下は切り上げ、整数止め）を用いる。

就労形態	補正係数
4週4休	1.20
4週5休	1.15
4週6休	1.10
4週7休	1.05

イ 工期の設定に当たっては、具体的には、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数を見込むものとする。

（新設）

ウ イにより算出した日数（工期）が、過去に施工した同種工事の日数の状況と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況及び当該日数の算出根拠等について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを行うものとする。

エ 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、イ及びウにかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定するものとし、この場合、入札説明書及び特記仕様書に当該制約条件を明記するものとする。

オ 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合※に限り行うものとし、この場合は、中断期間を含めた工期を設定するものとする。

中断期間を含めた工期を設定した場合は、入札説明書及び特記仕様書に当該工期が中断期間を含めた工期であること及び出水期の中断期間中においては、受注者は、工事の続行に備え工事現場を維持しなければならない旨を明記するものとする。

※ 中断期間を含めて一本化して発注することが有利である場合とは、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合より経費が小さくなる場合をいう。

カ 当初設定した作業不能日数と実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合は、実際に生じる作業不能日数を反映した工期に変更するものとする。

（新設）

表9-2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

直接工事費	工事別	工期	
		海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000	千円以下	102	116
5,000	〃	121	136
10,000	〃	144	161
15,000	〃	167	186
20,000	〃	185	204
30,000	〃	204	224
40,000	〃	225	246
50,000	〃	242	264
60,000	〃	256	279
80,000	〃	274	297
100,000	〃	295	318
150,000	〃	323	347
200,000	〃	356	380

備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。

2. 200,000千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。

$$\text{海岸等平地部} \cdots T = 1.6 \times P^{0.2850}$$

$$\text{山間部} \cdots T = 2.3 \times P^{0.2702}$$

T：工期 P：直接工事費

表9-3 林道事業（保安林管理道等開設・改良工事を含む。）

直接工事費	工期
300 千円以下	52
500 〃	67
800 〃	78
1,000 〃	87
1,500 〃	97
2,000 〃	109
3,000 〃	122
5,000 〃	142
8,000 〃	166
10,000 〃	185
15,000 〃	206
20,000 〃	230
25,000 〃	250
30,000 〃	267
40,000 〃	289
50,000 〃	314
60,000 〃	335
80,000 〃	362
100,000 〃	393

備考 1. 100,000千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。

$$T = 1.0 \times P^{0.3264}$$

T：工期 P：直接工事費

(2) (略)

(2) (略)

附 則 この通知は、令和3年4月1日から適用する。